



き、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）  
を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成25年9月27日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 車両感知器は車両に常時超音波などの電波を発射し、ずっと反応がある場合は渋滞して止まっていることを、次々に反応があれば車は動いて流れていることを感知する装置であり、その電波の反応時刻を記載した文書が存在しないことはあり得ない。
- (2) 現在最も数多く設置されている車両感知器から得られる情報は、個々の車の通過時刻、車頭時間、感知時間（車が感知されている時間）である。
- (3) 平成13年に警察庁科学警察研究所の職員が書いた文書によれば、車両感知器から得られる情報は、個々の車の通過時刻、車頭時間、感知時間で

ある旨の記載がある。これは、今から10年以上前の時点の車両感知器でも、個々の車の通過時刻、車頭時間、感知時間の情報が得られるということであるが、本件車両感知器はそれ以降に設置されているものであるため、少なくともその当時と同等か、それを上回る機能のものが設置されていると考えられる。

また、平成23年に秋田県交通安全対策会議が出した秋田県交通安全計画案によれば、車両感知器の情報収集結果を交通管制センターに送信し、その解析結果を信号機に送って信号制御している旨の記載がある。さらに、別の文書によれば、車両感知器は1秒単位でその電波の反応を感知することができるのとことであり、1秒間に何台通過したのかというデータを交通管制センターの集中管理室にあるコンピュータに送って、そのデータを基に信号制御を変えるということである。したがって、車両感知器は、その情報を即座に交通管制センターに送って信号を制御しているということであり、5分ごとの情報を交通管制センターに送って信号を制御するなどということはできるはずがない。車両感知器は、主要幹線道路の信号の集中制御をするために設置しているものであり、車両が5分間に何台通過したのかだけを調べるために設置しているものではない。

加えて、道路システムの専門家が書いた文書によれば、交通管制センターは、道路上に設置された車両感知器やテレビカメラ等により交通情報を収集し、収集された交通情報は専用回線を通じてリアルタイムで交通管制センターに集められ、集められた交通情報をコンピュータにより分析処理して交通管制センターの地図板に渋滞状況等を表示することや、信号機、道路標示などの制御パターンや運転者に提供する交通情報を自動的に作成している旨の記載がある。〇〇〇〇〇の信号制御システムは、間違いなく交通管制センターに送られて集中制御されているわけであり、この集中制御されている信号制御に必要な車両感知器のデータに、個々の車の通過時

刻、車頭時間、感知時間が検出されないということもあり得ないということである。なお、車両感知器から発射された電波は、通過した車両の高さによって跳ね返ってくる速度が異なるため、トラックと普通乗用車ではその速度の違いによって車種が特定できるということになる。

#### **第4 諮問庁の説明の要旨**

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を次のように説明している。

##### **1 車両感知器の設置目的及び動作について**

車両感知器は、車線直上に設置した超音波送受器から発する超音波の反射を利用し、車両の通過や存在の感知を行うものであり、それにより収集した交通量情報を基に、秋田県警察本部交通規制課に附置する交通管制センターにおいて必要に応じた信号制御を行うことによって、円滑で安全な交通流を構築することを目的として作動している。また、車両感知器は、その直下を通過する車両の速度によって感知の頻度が異なることから、それを占有率情報として収集している。

##### **2 車両感知器の感知情報について**

車両感知器は、その直下を通過する車両の交通量情報を収集するために設置されているものであり、車両感知器により収集した交通量情報を基に、交通管制センター中央装置において、感知器情報として5分間隔毎の通過車両の交通量（台数）及び占有率（車両の存在）が表されている。

##### **3 本件対象文書の不存在について**

審査請求人から、本件車両感知器について、平成〇〇年〇〇月〇〇日午

後〇時から午後〇時までの車両感知器のデータを示す文書の公開請求がなされており、これに対して、本件車両感知器の作動状況を示した行政文書を既に全部公開しているが、それらの行政文書からも、車両別の通過時刻を示す文書は存在しないことが明らかである。

また、本件車両感知器は、その直下を通過する車両に係る5分間隔の通過交通量及び占有率を収集する目的で設置されているものであり、車両個々の、あるいは車種別の通過時刻を収集するものではないことから、審査請求人が言うところの電波の反応時刻を示す文書は存在しない。

## 第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年10月16日 諮問の受付
- (2) 同 年11月21日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年12月 5日 審査請求人から意見書を收受
- (4) 平成26年 3月17日 審議
- (5) 同 年 4月16日 諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年 5月12日 交通管制センターの現地調査
- (7) 同 年 5月21日 調査結果の報告、審議
- (8) 同 年 7月 7日 審査請求人が意見陳述
- (9) 同 年11月10日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件車両感知器の特定の日時における車両別の通過時刻を記載した文書であり、実施機関は当該行政文書を保有していないとして非公開としている。

## 2 本件対象文書の存否について

審査請求人は、車両感知器から得られる情報は、個々の車両の通過時刻、車頭時間、感知時間である旨主張する。また、車両感知器は、反射されてくる電波を1秒単位で感知することができるものであり、当該電波の反応時刻を記載した文書が存在しないことはあり得ない旨主張する。

これに対して諮問庁は、本件車両感知器は、その直下を通過する車両を感知する装置ではあるものの、5分間隔の交通量及び占有率を収集するためのものであり、車両個々の、あるいは車種別の通過時刻を収集するものではないため、本件対象文書は保有していない旨説明する。

この点について、当審査会において交通管制センターの調査を行ったところ、本件車両感知器で収集したデータからは、通過交通量及び占有率を5分間隔ごとに集計されたものが出力されるに留まっていることから、車両別の通過時刻を記載した文書は存在しないとする諮問庁の説明に不合理、不自然な点は認められない。

## 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士